

松原湖漁業協同組合内共第11号
第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、松原湖漁業協同組合が免許を受けた、内共第11号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（こい、ふな、及びわかさぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納入義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁しようとする者は、口頭であらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

3 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とした遊漁は、イ欄の漁具漁法により、ウ欄の統数又は規模の範囲内でなければならない。

ア 魚 種	イ 漁具漁法	ウ 統数又は規模
こい、ふな、わかさぎ	竿釣、手釣。ただし、動力付きボートによる遊漁は禁止する。	1人2本以内

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
こい、ふな、わかさぎ	周年。ただし、わかさぎを対象とする遊漁については、組合が別に定めた区域期間とする。

2 前項の公表は、組合の掲示板に掲載してするものとする。

(全長制限)

第5条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものは採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 大 き さ
こ い	全長18センチメートル以下
ふ な	全長10センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 第2条第3項の規定により納付する遊漁料の額は、次のとおりとする。

(1) 竿釣、手釣による遊漁の場合

魚種	承認期間	遊漁料
こい、ふな	1日	500円
	1年	6,000円
わかさぎ	1日	500円
	1年	3,500円

(2) 前号の規定にかかわらず竿釣、手釣による遊漁の場合、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。

区分	遊漁料
中学生以下の者	無料
身体障害者	前号に規定する額の 2分の1に相当する額

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、承認期間1日の遊漁料の納付は、当該遊漁をする場所において漁場監視員にすることができ。

- (1) 南佐久郡小海町大字豊里 松原湖漁業協同組合事務所
- (2) 前号に掲げる場所のほか、組合が指定し掲示した場所

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名及び住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視委員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行なうことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する処置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、その者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

(行政庁の認可日 令和5年12月1日)